

茨木市議会議員派遣実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び茨木市議会会議規則（平成15年茨木市議会規則第1号）第78条に基づく議員の派遣について、必要な事項を定めるものとする。

(申請・決定)

第2 議長は、議員の派遣を決定しようとするとき、当該議員（2人以上の場合は代表者）から議員派遣申請書（様式第1号）を提出させ、決定するものとする。ただし、軽易なものについては、議員派遣申請書兼報告書（様式第3号）をもって決定することができる。

(報告書の提出)

第3 議員の派遣が終了したとき、当該議員（2人以上の場合は代表者）は議員派遣にかかる報告書（様式第2号）を議長に提出するものとする。ただし、第2のただし書きに規定する軽易なものについては、様式第3号により報告することができる。

(その他必要事項)

第4 この要綱に定めるもののほか、議員の派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年6月11日から実施する。

(茨木市議会行政視察実施要綱の廃止)

2 茨木市議会行政視察実施要綱（昭和56年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年9月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年12月18日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(様式第1号)

年 月 日

茨 木 市 議 会
議 長

様

(代表者)

議 員



※自署の場合は、押印不要です。

議 員 派 遣 申 請 書

地方自治法第100条第13項及び茨木市議会会議規則第78条の規定に基づく議員の派遣について、下記のとおり決定されたいので提出します。

記

1. 日 時

2. 場 所

3. 目 的

4. 経 費 一人当たりの旅費 円

5. 議員氏名

(様式第2号)

年 月 日

茨 木 市 議 会
議 長

様

(代表者)

議 員



※自署の場合は、押印不要です。

報 告 書

茨木市議会議員派遣実施要綱第3の規定に基づき、その結果を下記のとおり報告します。

記

1. 日 時

2. 場 所

3. 議 員 氏 名

4. 調査等の概要 (別添調査事項のとおり)

5. 意 見 (別紙のとおり)

(注) 参考資料等を添付すること。

(様式第3号)

茨木市議会
議長

様

議員

印

※自署の場合は、押印不要です。

議員派遣申請書兼報告書

年度 月分

議長 決定印	日 時	場 所	目 的	報告事項	旅 費 請 求 額 (円)			報告者 印	議 長 確 認 印
					交通費	日 当	計		
	日								
	午前・後 時 ～午前・後 時				内訳				
	日								
	午前・後 時 ～午前・後 時				内訳				
	日								
	午前・後 時 ～午前・後 時				内訳				